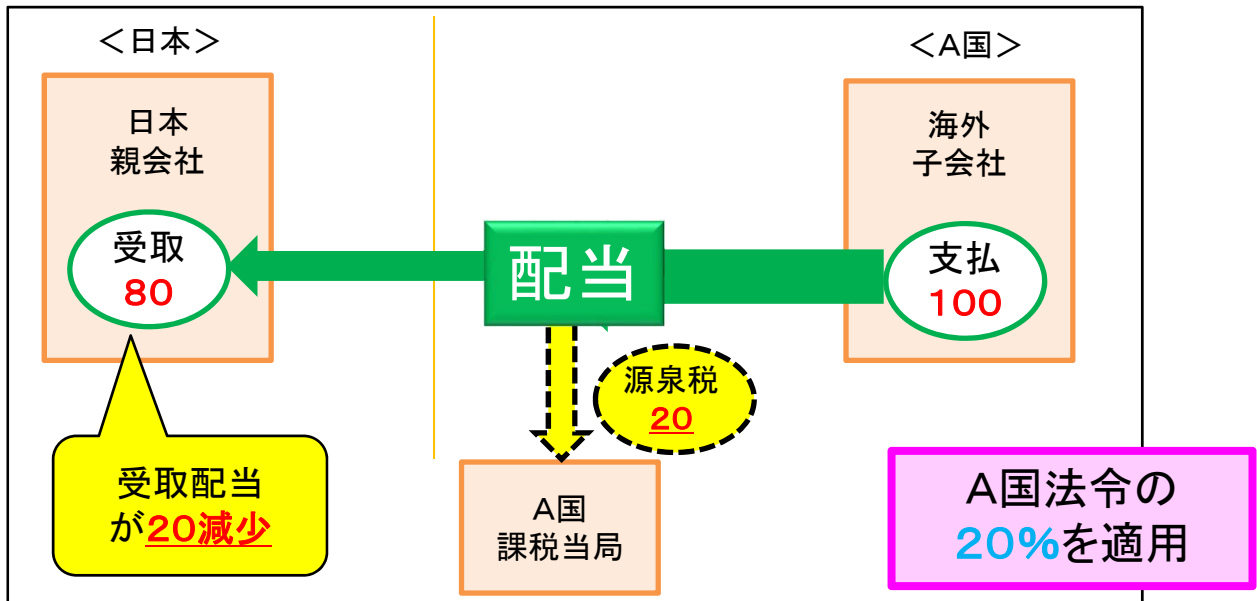


投資所得に対する源泉税とその減免措置(居住者証明のフォーマット)

○投資所得に対する源泉税の賦課

日本法人が海外法人から配当、利子、使用料(ロイヤルティ)などの投資所得を受け取る場合、海外法人の居住地国(進出先国)の国内法令に基づき、源泉税が発生することがあります。

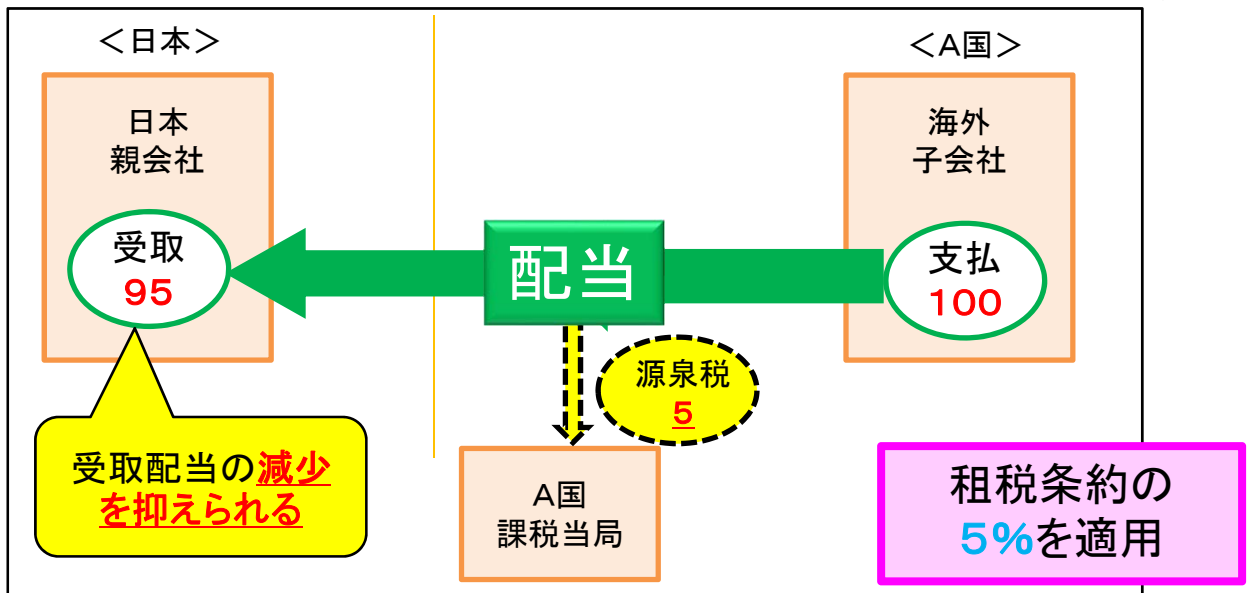
<例: 日本とA国の租税条約が締結されておらず、配当の源泉税減免措置を受けていない場合>



○租税条約による源泉税減免の可能性

我が国が当該進出先国と租税条約を締結している場合、こうした投資所得に対する源泉税を減免することができる可能性があります。

<例: 日本とA国の租税条約において、配当の源泉税の上限が5%と設定されている場合>



我が国と租税条約を締結している国及びその条約の内容につきましては、以下のホームページから検索できます。

- ・ 締結国【財務省HP】 http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/182.htm
- ・ 租税条約条文【外務省HP】 <http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php>
※検索条件において、「事項別分類」の小分類で租税を選択、また「地域・国名」で二カ国間で締結とし、検索する国を選択してください。
※各条約の「配当」「利子」「使用料」という条文をご覧ください。

○居住者証明書の必要性

租税条約による源泉税減免の措置を受けるためには、多くの場合、進出先国の国内法令において定められた手続きを行う必要があります。その提出書類の一つとして、「**我が国の税務署が発行する居住者証明書**（我が国の居住者であることを証明する書類）」が必要となる可能性があります。

○よくご相談いただく事項

我が国においては、例えば右下図のようなフォーマットの居住者証明書を発行しておりますが、上記の減免のための手続きはあくまで進出先国の国内法令によって定められているため、以下のようなミスマッチが生じることがあります。

【ミスマッチが生じるケース】

- ①進出先国が指定するフォーマットでの提出が義務づけられている
- ②右記のフォーマット例に記載のない項目が求められる
＜項目例＞
 - ・ 証明書の適用期間
 - ・ 居住国における納税者番号
 - ・ 納税者が進出先国においてP Eを有さないこと
 - ・ 税務署住所

このように**ミスマッチが生じる場合、我が国又は進出先国いずれかの税務当局に相談することが必要になります。**

我が国の税務署へ個別にご相談いただければ、内容次第ではありますが、個別に対応することができる可能性がありますので、あらかじめ余裕をもって所轄税務署へご相談ください。

※ただし、内容によってはご期待に添えない場合がありますので、その旨ご認識おきください。

居住者証明書
Certificate of Residence

氏名、生年月日
日本国に____年____月____日に居住する居住者であることを証明します。

I hereby certify that (the applicant) _____
is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between
Japan and _____
Article _____, para. _____

年月日
Date _____ / _____ / _____

署名
Signature _____

官印
Official Stamp

(税務署が発行している居住者証明書の例)

○お問い合わせ先

所轄税務署は以下のホームページから検索できます。

税務署でのご相談の場合は、電話での事前予約をお願いします。詳しくは、以下ホームページ内の「国税に関するご相談について」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

【参考：進出先国の法令に基づいて求められる項目の例】

※下記は平成27年3月現在の情報です。また、正確な情報は進出先国の課税当局にご確認ください。

- インド：証明書の適用期間
(進出先国法令によって定められたForm No. 10Fに記載し内部保管、という対応も可)
- ロシア：証明書の年度
- インドネシア、ドイツ：
特異な項目はないが、進出先国のフォーマットでの提出が義務化されている